

はじめに（第 11 回迅速化検証結果の公表に当たって）

裁判の迅速化に関する法律（平成 15 年法律第 107 号。以下「迅速化法」という。）¹が施行されて 20 年余りが経過した。この間、最高裁判所は、同法 8 条 1 項に基づき、裁判の迅速化に係る検証（以下「迅速化検証」という。）に関する報告書を、平成 17 年 7 月から令和 5 年 7 月まで、2 年ごとに 10 回にわたり公表した。これら各回の報告は、一連一体となって裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証の結果（迅速化法 8 条 1 項）を示すものであり、本報告書はそれに続く第 11 回の検証結果を公表するものである。

第 11 回の迅速化検証においては、デジタル化が進む中で裁判所の各手続におけるデジタル化の現状を確認することとし、検証検討会において最高裁判所からデジタル化の現在地及びこれからの状況について報告がされた。

その上で、後記のとおり、第 6 回以降の検証方針に従い、統計データ²の分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することとし、これまでの検証と同様に、地方裁判所における第一審訴訟事件及び家庭裁判所における家事事件等について、最新の統計データを用いて審理期間等の状況の検証を行い、高等裁判所における控訴審訴訟事件及び最高裁判所における上告審訴訟事件についても、併せて最新の統計データに基づく検証を行っている。

また、民事第一審訴訟事件、刑事通常第一審事件、家事事件等について、それぞれ 2 か所で、裁判所、検察庁（刑事通常第一審事件のみ）及び弁護士会に対して、実情調査を実施した。なお、前回の実情調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、一部ウェブ会議システムを利用しながら実施したが、今回の実情調査はいずれも現地において対面で実施した。

実情調査では、主として、民事第一審訴訟事件については、デジタル化が進展する中における争点整理の現状と課題や、合議体による審理の現状と課題などを、刑事通常第一審事件については、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続の長期化要因や充実した公判前整理手続を迅速に行うための取組等を、家事事件等については、家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題や、人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題などを取り上げた。

第 11 回の迅速化検証結果の公表に向けて、検証検討会を計 4 回開催した。第 10 回の検証検討会においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、一部ウェブ会議システムを利用しながら開催したが、今回の検証検討会はいずれも対面で開催した（検証検討会の開催状況、各回における議論のテーマ等は【表】のとおりである。）。

なお、第 1 回から第 5 回までの検証では、それぞれその時期の最新の統計データを用いて審理期間等の状況を検証するとともに、統計データや実情調査等に基づき長期化要因を分析・検討し（第 3 回報告書）それを解消するための施策を提示したほか（第 4 回報告書）紛争や事件の動向に影響を与える社会的要因の分析・検証（第 5 回報告書）を行うなどした。こうして迅速化法の施行後 10 年の節目を迎え、迅速化法附則 3 項に基づき、政府（法務省）において「裁判の迅速化法に関する検討会」（以下「政府検討会」という。）が開催されたが、そこでは、迅速化法の基本的枠組みの必要性・重要性は変わらず、最高裁判所によ

¹ 迅速化法の目的については、「この法律は、司法を通じて権利利益が適切に実現されることその他の求められる役割を司法が十全に果たすために公正かつ適正で充実した手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠であること、内外の社会経済情勢等の変化に伴い、裁判がより迅速に行われることについての国民の要請にこたえることが緊要となっていること等にかんがみ、裁判の迅速化に関し、その趣旨、国の責務その他の基本となる事項を定めることにより、第一審の訴訟手続をはじめとする裁判所における手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資することを目的とする。」と規定されている（同第 1 条）。

² 本報告書において分析に利用した統計データは、出典を示したもののほかは、令和 7 年 4 月 15 日現在のもの（なお、第 10 回報告書で報告した以降に統計データが修正された場合には、修正後の統計データを掲記する。）、特に明記しない限り、令和 6 年（1 月から 12 月）の既済事件を対象としている。統計データは、これまでの報告書と同様、司法統計に基づいている。

るこれまでの検証結果の公表の在り方は今後も維持されるべきであり、最高裁判所において検証が引き続き行われることが期待されるなどとされた。

最高裁判所は、この検討結果も踏まえた上で、引き続き迅速化検証を続けていくこととし、第6回以降の検証は、第5回までの10年の検証結果を前提に、統計データの分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することとしている。

【表】 検証検討会における議論の状況

	開催年月日	意見交換の内容
第70回	令和5年10月3日	・第11回検証の進め方について ・民事・刑事・家事の実情調査の実施方針について
第71回	令和6年7月30日	・民事・刑事・家事の前半実情調査の結果について
第72回	令和7年1月22日	・民事・刑事・家事の後半実情調査の結果について ・第11回検証報告書案について
第73回	令和7年5月19日	・第11回検証報告書案について